

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年1月16日

東京航空局長 大辻 統

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する。

### 1. 当該招請の主旨

本作業は、花巻空港に設置されている仮設LOC 装置（LOC/DME-2002B 型）が正常に動作し、供用できるよう総合調整を行うものである。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該装置の製造業者と技術連携を行った実績があり、本業務を実施するために必要な知的財産権及び技術情報の利用許諾を受けた法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争による発注方式に移行する予定である。

### 2. 業務概要

(1) 業務名 花巻空港仮設LOC調整作業

(2) 業務内容 本業務は、装置の性能が定められた各々の許容値を満足し、現地の条件及び装置の使用目的に合致するよう総合調整を行うものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌平日から令和8年6月30日（火）までとする。

### 3. 業務目的

本作業は、花巻空港に設置されている仮設LOC 装置（LOC/DME-2002B 型）が正常に動作し、供用できるよう総合調整を行うものである。

### 4. 応募要件

(1) 基本的要件

[1] 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

[2] 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

[3] 東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

[4] 特定法人等及び参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

[5] 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本作業にあたって、「花巻空港仮設LOC調整作業」仕様書の内容を理解しており、作業項目毎に内容と注意事項を明記できること。

(3) 業務執行体制に関する要件

[1] 契約から完了までの工程及び工程管理体制を明示できること。

[2] 実施体制（人員構成、責任者及びその資格、品質管理体制）を明示できること。

(4) その他の東京航空局長が必要と認める要件

本作業を実施するために必要な当該装置における製造者が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けることが出来ること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎

国土交通省 東京航空局 総務部 契約課

(TEL) 03-6880-1505

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年1月16日 から 令和8年1月26日 まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年1月27日 17:00まで (1)に同じ。 持参、郵送（書留郵便に限る。）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1)に同じ。

(3) 詳細は説明書による。

# 花巻空港仮設LOC調整作業

## 公募説明書

国土交通省東京航空局の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示(令和8年1月16日付け)については、この公募説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

東京航空局長 大辻 統

### 2. 当該招請の主旨

本作業は、花巻空港に設置されている仮設LOC 装置 (LOC/DME-2002B 型) が正常に動作し、供用できるよう総合調整を行うものである。

公募の結果、5. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該機器の製造者と技術連携を行った実績があり、本業務を実施するために必要な知的財産権及び技術情報の利用許諾を受けた法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、5. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争による発注方式に移行する予定である。

### 3. 業務概要

- (1) 業務名 花巻空港仮設LOC調整作業
- (2) 業務内容 本業務は、装置の性能が定められた各々の許容値を満足し、現地の条件及び装置の使用目的に合致するよう総合調整を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌平日から令和8年6月30日（火）までとする。

### 4. 業務目的

本作業は、花巻空港に設置されている仮設LOC 装置 (LOC/DME-2002B 型) が正常に動作し、供用できるよう総合調整を行うものである。

### 5. 応募要件

#### (1) 基本的要件

- [1] 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- [2] 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- [3] 東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- [4] 特定法人等及び参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  - (a) 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
    - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

[5] 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本作業にあたって、「花巻空港仮設LOC調整作業」仕様書の内容を理解しており、作業項目毎に内容と注意事項を明記できること。

(3) 業務執行体制に関する要件

[1] 契約から完了までの工程及び工程管理体制を明示できること。

[2] 実施体制（人員構成、責任者及びその資格、品質管理体制）を明示できること。

(4) その他の東京航空局長が必要と認める要件

本作業を実施するために必要な、株式会社東芝が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けることが出来ること。

## 6. 手続等

(1) 担当部局

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎

国土交通省 東京航空局 総務部 契約課

(TEL) 03-6880-1505

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年1月27日17:00まで (1)に同じ。

別添様式により作成し、持参、郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、上記期限までに到達しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(3) 説明書に対する質問受付期間、場所、方法及び回答方法

令和8年1月27日17:00まで (1)に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、文書には、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記すること。

質問に対する回答は、質問者に対して電子メールにより行う。

(4) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

[1] 応募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、東京航空局長に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができるものとする。

[2] 東京航空局長は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

(5) その他

[1] 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

[2] 提出された参加意思確認書は、返却しない。

[3] 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

[4] 上記(2)の期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めない。

[5] 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

## 7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 6(1)に同じ。

# 参 加 意 思 確 認 書

令和 年 月 日

東 京 航 空 局 長 殿

住 所

社 名

代表者 氏名

令和8年1月16日付けで、参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書

提出を求める公示に係る公募に応募する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者ではないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを宣誓します。

記

1. 件 名 花巻空港仮設LOC調整作業

2. 添付書類（実施にあたり必要な要件を満足することを確認する書類）

- ① 本仕様書の内容を理解しているかの確認の為、作業内容毎に概要と注意事項が記述されている書類。
- ② 契約から完了までの工程及び工程管理体制が記述されている書類。
- ③ 実施体制（人員構成、責任者及びその資格、品質管理体制）について記述されている書類。
- ④ 本作業を実施するために必要な、株式会社東芝が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けることができることを証明する書類。